

**2 新築に係る床面積の合計が
200m²未満の建築物**



① 新築に係る床面積の合計が200m²未満の建築物

基本的な考え方

官公庁舎を除く床面積の合計が200m²未満の規模の小さな建物については、事業者の負担の程度を考慮して、高齢者、障害者等が当該建物を最低限利用できる範囲の出入口、廊下、便所及び敷地内の通路に関する基準を定めるものである。

整備基準	整備基準の解説	目標基準	備考
1 出入口の構造	多数の者が利用する出入口のうち1以上は、次に定める構造とすること。 (1)幅 幅は、80センチメートル以上とすること。 (2)段の規定 通行の際に支障となる段を設けないこと。ただし、当該建築物を管理する者の介助等により高齢者、障害者等が通行することが可能である場合は、この限りでない。	・この基準は、官公庁舎を除く新築に係る床面積の合計が200m ² 未満の建築物に適用する。 ・幅については実際の有効幅をいい、引き戸は引き残しを含めない寸法で計測する。 ・ただし書は、出入口に呼出しボタン等を設置するなど、連絡のための措置を講じた場合に適用される。	
2 廊下等	1の項に定める構造の出入口から3の項に定める構造の便房までの経路には、通行の際に支障となる段を設けないこと。ただし、当該建築物を管理する者の介助等により高齢者、障害者等が通行することが可能である場合は、この限りでない。	○出入口から車いす使用者用便房までの経路には、通行の際に支障となる段を設けないこと。	
3 便所の構造	多数の者が利用する便所を設ける場合には、便所内に、車いす使用者が利用することができるものとして次に定める構造の便房を1以上設けること。 (1)設備の配置 腰掛便座、手すり、洗面器等を適切に配置すること。 (2)空間の確保 車いす使用者が利用することができる空間を確保すること。	・必要に応じ、乳幼児用のいす、乳幼児用ベッドを設ける。 ●200m ² 未満の建築物の車いす対応便房は、1.0m×2.0m程度でも可とする。	図1
4 敷地内の通路	多数の者が利用する敷地内の通路のうち1以上は、次に定める構造とすること。 (1)幅 幅は、120センチメートル以上とすること。 (2)段の規定 通行の際に支障となる段を設けないこと。ただし、傾斜路若しくはエレベーター等を併設する場合、又は当該建築物を管理する者の介助等により高齢者、障害者等が通行することが可能である場合は、この限りでない。	・手すりがある場合の有効幅は、その内側で計測する。 ●ただし書は、段がある部分に呼出しボタン等を設置するなど、連絡のための措置を講じた場合に適用される。	○幅は、140センチメートル以上とすること。 ○通行の際に支障となる段を設けないこと。

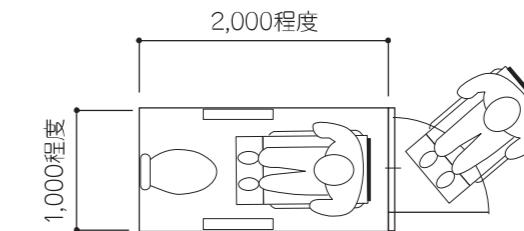
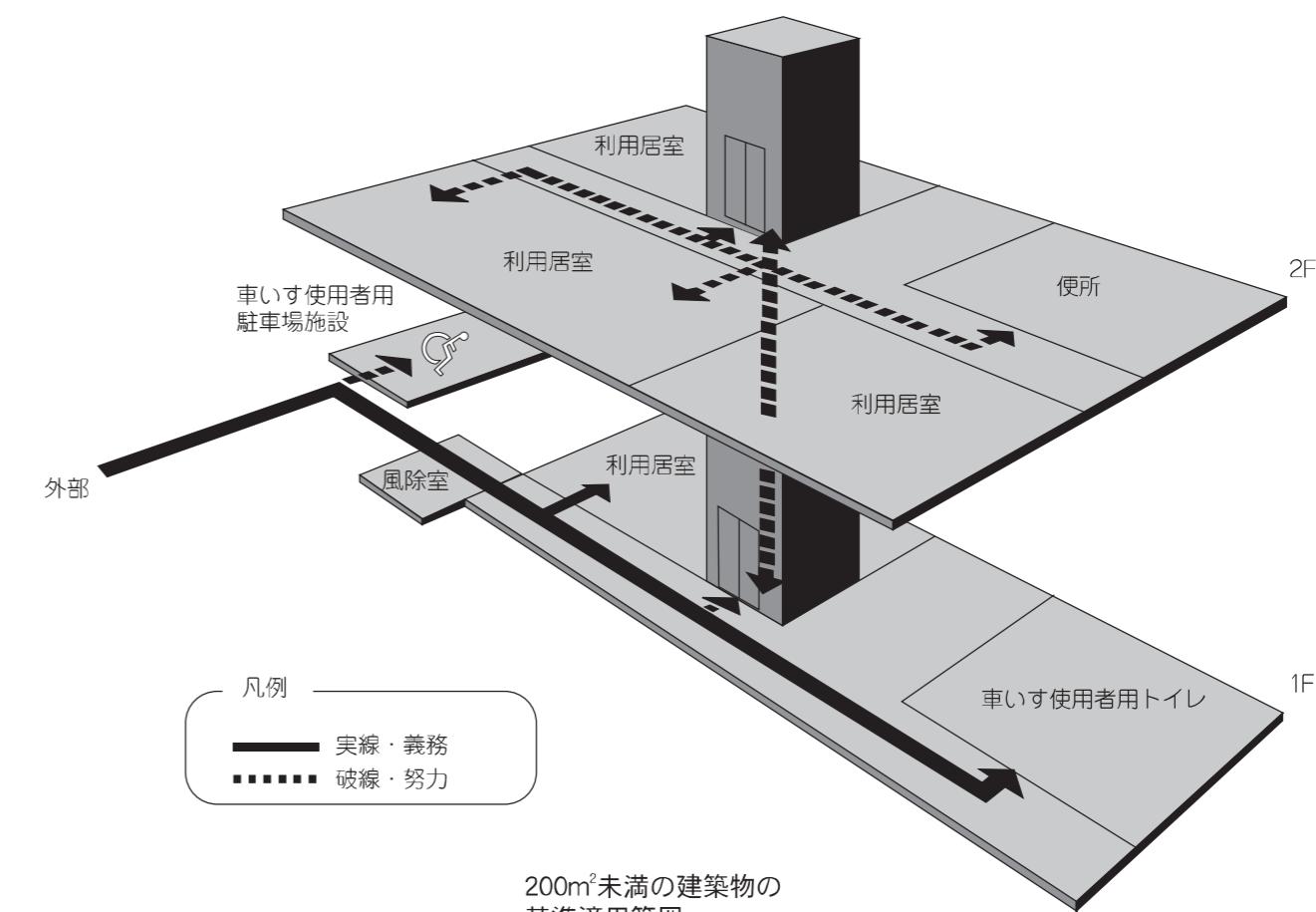


図1 200m²未満の建築物の車いす対応便所

単位:mm

用語

車いす使用者	車いすを使用する者
車いす使用者用便所	車いす使用者が円滑に利用することができる構造の便所
多数の者	建築物を利用し、当該建築物においてサービス等の提供を受ける者